

堺市と池田泉州銀行の産業振興連携協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社池田泉州銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、堺市の地域経済の持続的発展に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、甲および乙が産業振興の分野において、相互の人的・知的資源の活用と交流を図り、有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域経済の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条

甲と乙とは、前条の目的を達成するため次の事項について連携し協力する。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 創業・新事業創出支援に関する事項
- (2) 甲に所在する中小企業のビジネスマッチングに関する事項
- (3) 国際ビジネスの推進に関する事項
- (4) 企業誘致に関する事項
- (5) 甲が実施する施策のPR・広報に関する事項
- (6) その他両者が必要と認める産業振興に関する事項

（協議会等の設置）

第3条

甲と乙は、本協定を実施するため連絡協議会を設置する。

（協定期間）

第4条

本協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条

甲と乙とは、本協定書に基づき提供された「秘密」である旨の表示がなされた情報を極秘に保ち、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。

但し、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、または相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
 - (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
 - (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
 - (4) 法令による開示を求められたもの。
 - (5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの。
2. 甲と乙とは、本協定に基づく事業内容についても極秘に保つものとし、相手方の事前承諾の無い限り第三者に開示してはならない。
3. 甲と乙とは、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前2項による秘密保持の義務を負う。

(協議)

第6条

協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めない事項または変更を必要とする事項については、甲・乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成23年3月11日

甲：大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市長

乙：大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州銀行
頭取兼CEO

竹山修身 

服部盛隆 